一般(個人)質問通告一覧表

令和5年第2回笠岡市議会定例会

3月8日・9日(2日間)

通告者	質問事項	質	問	Ø	要	山口	答弁者
1 栗尾 典子	1 情報発信に	広報戦!	略における	ガイドラ	ライン,	基本原則の	
	ついて	確立につい	ハて以下尋	ねる。			
		(1) ソ	ーシャルメ	ディアの	の使用に	関するルー	関係部長
		ルを	定めている	のか。			
		(2) 全	庁的な広報	活動に関	関して政	策部はどの	IJ
		よう	な提案を行	っている	るのか。	また,ホー	
		ムペ	ージや広報	と紙につい	いて、市	民に伝わる	
		ためい	の方策はど	`のようし	こ変化し	てきている	
		のか。					
		(3) 多	様性に応じ	た情報	云達を持	っていると	IJ
		する	が,人口減	这少,高幽	齢化の進	む中,地域	
		住民	に対する負	荷軽減	はどのよ	うに進めら	
		れてい	いるのか。				
		(4) 今	後の情報発	信や双力	方向性の	ある情報提	IJ
		供に	ついての危	機管理に	は, どこ	が責任を持	
		ち担・	っていくの	か。			
	2 シティプロ	(1) ====================================	れまでの経	費と成り	果はどう	なっている	関係部長
	モーションに	のか。	。費用対效	果をどの	のように	判断してい	
	ついて	るの	か。				
		(2) 笠	岡市のシテ	イプロコ	モーショ	ンの目標は	IJ
		何か。)				
		(3) 全位	体戦略はど	うなって	ているの	か。	IJ
		(4) 今	後,笠岡市	iはどの。	ようなシ	ティプロモ	IJ
		ーシ	ョンを行っ	ていこう	うとして	いるのか。	
2 桑田 昌哲	1 自転車運転	昨今の	サイクリン	グブーム	ムやコロ	ナ禍などの	
	の安全につい	影響下で	の都会では	、, 自転車	車利用が	増加してい	
	て	る現状を	受け「自転	車に乗る	ち時にへ	ルメットの	
		着用を」と	いう呼びれ	かけが行	われてい	います。この	
		呼びかけり	は,現在,	全国で ′	7,000 人	もの方が死	

亡または重症を負う自転車事故に遭っており、 自転車死亡事故の大半が頭部外傷によるもので あることに起因します。2008年から道路交通法 第63条により、13歳未満の児童が自転車に乗車 する時は、保護者の責任でヘルメットを被らせ るように努めなければならないことが規定され ています。また、2023年4月から年齢制限を撤 廃し、自転車に乗る全ての人に、ヘルメットを 着用する努力義務が課せられます。

自転車関連の事故は、乗用車と自転車、自転車と歩行者との間などもありますが、独り相撲での事故もあります。自転車は、子供から大人まで利用する乗り物ですので、社会全体における安全管理が必要と考え、笠岡市内での自転車利用における安全対策について、以下を尋ねます。

(1) 笠岡市内における昨年の自転車関連事故の発生件数は何件ですか。

(2) どのような事故の発生が多いですか。また,人身事故の発生が多い場所はどこですか。

2 森林環境譲与税ついて

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足、所有者や境界の不明な土地があるために、経営管理や整備に支障をきたしている場合があります。森林の機能を十分に発揮させるため、各自治体による間伐などの適切な森林整備が課題となっています。

このような現状に加え、パリ協定の枠組みに おける目標達成に必要な地方財源を安定的に確 保する必要が生じ、森林環境税及び森林環境譲 与税が創設されました。なお、森林整備が緊急 関係部長

IJ

市長

		の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、	
	6 2	2019(令和元)年度から前倒しで譲与することと	
	;	されており, 2024(令和6)年度から国内に住所	
	(のある個人に対して課税される国税です。市町	
	7	村において,個人住民税均等割と併せて 1 人年	
	1	額 1,000 円が課税されます。その税収の全額が、	
	į	森林環境譲与税として国から都道府県・市町村	
	•	へ譲与されます。森林環境譲与税を笠岡市とし	
		てどのように活用していくのかを尋ねます。	
3 大本 邦光 1 均	也域の脱炭	グリーンライフ・ポイントとは、環境省が実	
素化	とに向けた	施する事業で「環境に配慮した行動に対してポ	
取糺	且について	イントが付与される制度」です。日本は,2030	
	4	年までに温室効果ガス排出量を 46%削減するこ	
		とを米国主催気候サミットで表明しています。	
	į	期限まで残り7年と迫っている中,日本の温室	
	3	効果ガス排出源の6割以上が衣食住の分野で	
	-	す。したがって、国や企業の努力だけでは難し	
		く、国民一人一人に意識してもらう施策が必要	
		です。消費者がコンビニやスーパー,大手通販	
		サイト,家電量販店,自治体において環境配慮	
	Í	行動を実施した際に,既存サービスの範囲内で	
		ポイントが上乗せされる仕組みであります。環	
	ţ	寛問題に積極的に取り組んでいる企業と連携し	
		て,グリーンライフ・ポイント制度を導入する	
	,	ことは,一人一人が環境問題を自分の事とし,	
	į	環境に配慮したライフスタイルへの転換の気運	
	;	を高めると思います。	
		(1) グリーンライフ・ポイント事業に対する	関係部長
		本市の認識についてお尋ねします。	
		(2) 地域のグリーントランスフォーメーショ	IJ
		ン(GX)について, どのようにお考えかお	
		示しください。	
		(3) 市内の環境課題の解決に向けた笠岡市の	IJ
		取組についてお尋ねします。	
<u>'</u>			

	2 学校等にお	てんかんは、乳幼児期から老年期までに幅広	
	けるてんかん	く見られ,人口 100 人のうち 0.5~1 人が発症す	
	発作時の対応	るといわれています。発病年齢は3歳以下が最	
	について	も多く,成人になると減るそうです。この小児	
		てんかんの患者さんの一部は,成人になる前に	
		治ることもありますが,ほとんどは治療を継続	
		することが多いとのことです。てんかんの児童	
		生徒が,学校内で実際にてんかん発作が起こっ	
		た場合は,30分以内に発作を抑えなければ,脳	
		に重い障害を残す可能性があるといわれていま	
		す。そうした持病をもつ児童を,学校内でその	
		ような最悪な状態にさせないために、発作が発	
		生した場合は,迅速に抑える薬の投与が必要で	
		す。	
		このてんかん発生に対して,このたび口腔用	
		の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月	
		で, 内閣府, 文部科学省及び厚生労働省関係各	
		部署などの関係各省庁事務連絡において,「学校	
		等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラ	
		ム)の投与について」が発出されました。	
		(1) 文部科学省からの,児童生徒がてんかん	教育長
		発作を起こした場合,教職員から迅速に鎮	
		静させるための治療薬ブコラム口腔用液を	
		投与できるとの事務連絡について,各学校	
		にどのように伝達されているのかお尋ねし	
		ます。	
		(2) ブコラム投与に際し、学校側が適切に対	IJ
		応できるための整備体制が必要であると思	
		いますが,本市の見解をお尋ねします。	
4 仁科 文秀	1 笠岡ふれあ	農道離着陸場(以下, 笠岡ふれあい空港)は笠	
	い空港につい	岡湾干拓地内にあり、地域の農産物の空輸事業	
	て	を行うために平成3年に開設された。しかし,	
		トラック輸送の拡大や高速道路網の整備が進ん	
		だことなど,安価で大量,迅速な陸上輸送が可	
	•		

能になったことから、その後空輸事業が廃止された。

全国に7か所しかなく、しかも西日本唯一の 農道離着陸場が笠岡市にあることは市民の誇り であり、笠岡を全国に発信できる施設であると 考える。最近では「空飛ぶクルマ」の試験飛行が たびたび行われ、笠岡ふれあい空港がテレビや 新聞でも取り上げられている。

この笠岡ふれあい空港の将来の在り方を探る 市の検討委員会は、2月中旬に施設の利活用案 をまとめ、市長に答申書を提出した。

(1) 答申によると、笠岡ふれあい空港は市民福祉の向上、地域の活性化に資する施設と位置付け、①市民のための公園的利用②航空スポーツ・文化の振興③地域産業との連携④社会教育としての役割の4点を掲げ、運営、管理していきたいとしている。

しかし、まだ多様な用途を確認し、笠岡 ふれあい空港の可能性を探っている段階ではないかと思う。活用計画、整備計画、収 支計画など、具体的な計画は、いつまでに 策定するのか尋ねる。

- (2) 先行として、福島市の「ふくしまスカイパーク」がある。ここは、指定管理者に運営を 委託しているが、笠岡ふれあい空港も同じような運営形態を考えているのか。見通し はあるのか尋ねる。
- (3) 笠岡市が、笠岡ふれあい空港の所有者で ある岡山県から譲与を受けなければならな いと考えるのはなぜか尋ねる。
- (4) 譲与について検討がなされておらず、議会での議論も進んでいない中で、今定例会に「笠岡市農道離着陸場設置条例」制定の議案を出してこられたのはなぜか尋ねる。

市長

IJ

IJ

"

2 農地等への 太陽光発電設 どもあって市内各所に太陽光発電設備の設置が 間立のようになっている。 岡山県は、再生可能 エネルギーの普及に向けた有効策であるとして 「岡山県太陽光発電施設の安全な尊入を促進する条例」を制定し、令和元年 10 月 1 日から施行している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を続たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 施設設置について、両山県の関わり方及び笠岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる 支援にはどのようなことがあるのかみ ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (4) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子どもは、関係係及び笠岡市における今後の子供施策の具体について与ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法に合わせるア定はあるのが、こども基本法と笠岡市子ども条例との発達の過程にある者」ともれ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせるア定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作成することはできるかを尋ねる。		المعادية علي الم		
備設置につい て 日立つようになっている。岡山県は、再生可能 エネルギーの普及に向けた有効策であるとして 「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元年 10 月1 日から施行している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、上砂炎害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電施設置について、岡山県の関わり方及び盛間市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整備合性、強いなどがわかりやすくなる表を作				
て エネルギーの普及に向けた有効策であるとして 「岡山県太陽光発電施設の安全な導人を促進する条例」を制定し、令和元年 10 月1 日から施行している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電施設設置について、岡山県の関わり方及び笠岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作				
「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元年10月1日から施行している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 関係部長施設設置について、岡山県の関わり方及び笠岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (4) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本はりまない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作		備設置につい	目立つようになっている。岡山県は、再生可能	
る条例」を制定し、令和元年 10 月1 日から施行している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、 土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 関係部長施設設置について、		て	エネルギーの普及に向けた有効策であるとして	
している。 しかし、現実には、太陽光発電施設について、 土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 関係部長 施設設置について、			「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進す	
しかし、現実には、太陽光発電施設について、 土砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 関係部長施設設置について、岡山県の関わり方及び笠岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子どもは18歳未満の人をいう」とあるが、こども基本法第2条においては「心身の発達の適程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			る条例」を制定し、令和元年 10 月 1 日から施行	
上砂災害、排水の問題など、地域住民からの苦情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 関係部長施設設置について、岡山県の関わり方及び整岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 (4) 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市においては既に平成24年12月27日で 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			している。	
情や不安は後を絶たない。 (1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 施設設置について、岡山県の関わり方及び 密岡市の考えについて尋ねる。 (2) 空岡市が地域や地域住民に対してできる 支援にはどのようなことがあるのか尋ね る。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 を岡市子ど も条例につい る。笠岡市においては既に平成 24 年 12 月 27 日 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子とも条例第 2 条において、「子ど もは 18 歳未満の人をいう」とあるが、こども基本法第 2 条においては「心身の発達の通程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			しかし, 現実には, 太陽光発電施設について,	
(1) 地域で進む農地、山林等への太陽光発電 施設設置について、岡山県の関わり方及び 笠岡市の考えについて尋ねる。 (2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる 支援にはどのようなことがあるのか尋ね る。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 (3) 万一、災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 (4) 笠岡市子ど 令和5年4月1日、こども基本法が施行され る。笠岡市においては既に平成24年12月27日 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子どもは18歳未満の人をいう」とあるが、こども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			土砂災害,排水の問題など,地域住民からの苦	
施設設置について、岡山県の関わり方及び ・ 空間市の考えについて尋ねる。 (2) 笠間市が地域や地域住民に対してできる ・ 支援にはどのようなことがあるのか尋ね ・ る。 (3) 万一,災害が起きた場合の笠岡市の対応 ・ について尋ねる。 「おりではないではではではではないではでいるが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施 ・ 策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の ・ 過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本 ・ 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 ・ 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			情や不安は後を絶たない。	
			(1) 地域で進む農地,山林等への太陽光発電	関係部長
(2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる 支援にはどのようなことがあるのか尋ね る。 (3) 万一,災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 5 真鍋 陽子 1 笠岡市子ど も条例につい る。笠岡市においては既に平成24年12月27日 て 笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			施設設置について、岡山県の関わり方及び	
支援にはどのようなことがあるのか尋ねる。 (3) 万一,災害が起きた場合の笠岡市の対応について尋ねる。 「なったりでも名別についる。笠岡市においては既に平成24年12月27日で一笠岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整の合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			笠岡市の考えについて尋ねる。	
る。			(2) 笠岡市が地域や地域住民に対してできる	"
(3) 万一, 災害が起きた場合の笠岡市の対応 について尋ねる。 5 真鍋 陽子 1 笠岡市子ど 令和5年4月1日, こども基本法が施行され も条例につい る。笠岡市においては既に平成24年12月27日 笠岡市子ども条例が定められているが, その整合性, 関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子どもは18歳未満の人をいう」とあるが, こども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ, 年齢の決まりはない。今後, 本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性, 違いなどがわかりやすくなる表を作			支援にはどのようなことがあるのか尋ね	
たついて尋ねる。			る。	
5 真鍋 陽子 1 笠岡市子ど 令和5年4月1日,こども基本法が施行され も条例につい る。笠岡市においては既に平成24年12月27日 て 笠岡市子ども条例が定められているが、その整 合性,関係性及び笠岡市における今後の子供施 策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ど 関係部長 もは18歳未満の人をいう」とあるが、こど も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはな い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整			(3) 万一,災害が起きた場合の笠岡市の対応	"
も条例につい る。笠岡市においては既に平成24年12月27日 笠岡市子ども条例が定められているが、その整 合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施 策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ど もは18歳未満の人をいう」とあるが、こど も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはな い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			について尋ねる。	
安岡市子ども条例が定められているが、その整合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子どもは18歳未満の人をいう」とあるが、こども基本法第2条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作	5 真鍋 陽子	1 笠岡市子ど	令和5年4月1日,こども基本法が施行され	
合性、関係性及び笠岡市における今後の子供施 策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ど もは18歳未満の人をいう」とあるが、こど も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはな い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作		も条例につい	る。 笠岡市においては既に平成 24 年 12 月 27 日	
策の具体について尋ねる。 (1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ど 関係部長 もは 18 歳未満の人をいう」とあるが、こど も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはな い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 の性、違いなどがわかりやすくなる表を作		て	笠岡市子ども条例が定められているが, その整	
(1) 笠岡市子ども条例第2条において、「子ど もは18歳未満の人をいう」とあるが、こど も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはな い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			合性, 関係性及び笠岡市における今後の子供施	
もは 18 歳未満の人をいう」とあるが、こども基本法第 2 条においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			策の具体について尋ねる。	
も基本法第2条においては「心身の発達の 過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			(1) 笠岡市子ども条例第2条において,「子ど	関係部長
過程にある者」とされ、年齢の決まりはない。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			もは 18 歳未満の人をいう」とあるが,こど	
い。今後、本市の条例において年齢を基本 法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			も基本法第2条においては「心身の発達の	
法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。 (2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性,違いなどがわかりやすくなる表を作			過程にある者」とされ、年齢の決まりはな	
(2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整 合性,違いなどがわかりやすくなる表を作			い。今後,本市の条例において年齢を基本	
合性、違いなどがわかりやすくなる表を作			法に合わせる予定はあるのかを尋ねる。	
			(2) こども基本法と笠岡市子ども条例との整	IJ
成することはできるかを尋ねる。			合性、違いなどがわかりやすくなる表を作	
			成することはできるかを尋ねる。	
(3) こども基本法施行に伴い,地方自治体に "			(3) こども基本法施行に伴い,地方自治体に	IJ
おいては今後、全ての子供にとっての最善			おいては今後、全ての子供にとっての最善	

の利益を保障していくことが求められる。 令和4年12月議会個人質問において、ヤン グケアラーに対する調査はできにくい、と のお答えだったが、 自らがヤングケアラー だという自覚のない子供に対する啓発も兼 ね,アンケート調査を行うことはできるか を尋ねる。

関係部長

(4) こども基本法第3条第5号においては、 子育てに対して社会全体として十分な支援 を行うことが定められているが、本市にお ける子育て支援はまだまだ十分とは言え ず、子育て世代の方々からは様々な声が届 いている。特に小児の夜間診療ができる体 制を求める声が切実だ。保護者が安心して 子育てができる,子供が安心して健やかに 育つためにも, 笠岡市内に小児専門の夜間 診療体制を構築することはできるかを尋ね る。

(5) 昨年,子ども議会開催に際しては,子供 たちの参加が難しいという意見が出た。こ ども基本法第11条, 笠岡市子ども条例第9 条においては、子供の意見を聴くことに関 して定められている。子供たちの意見を積 極的に聴くためにSNSを活用することは できるかを尋ねる。

(6) 5年ごとに行われる笠岡市子ども・子育 て支援事業計画のためのニーズ調査によれ ば, 平成30年実績では認知度が6.9%と, 大変低い状況にある。その原因についての 見解を尋ねる。

(7) こども基本法,笠岡市子ども条例に基づ いた子供の権利に関するわかりやすい説明 や, そこに対応する市の施設や施策を紹介 したリーフレットやパンフレットを作成

し,子供が生まれたご家庭や転入されて来 られたご家庭に配布することはできるかを 子育では家庭の責任ではなく社会の責任だと 2 笠岡市内に おける子育で いう認識が広がっている今, 近隣他市と比べ出 環境整備につ 生数の低下が深刻な笠岡市におけるより効果的 いて な政策とは何かについて具体を尋ねる。 (1) 高校生までの医療費の完全無料化,給食 関係部長 の無料化は困難とする一方で、常設の子育 てステーションを必要とする理由は何かを 尋ねる。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、社 教育長 会がこれまで抱えていた様々な問題が顕著 となり, さらに深刻化する中, 市民の子育 てや教育に対する意識は確実に変容してい る。少子化に拍車がかかり大幅な回復の見 通しが立たない今, 多額の予算を投入し, 大型の教育施設を建設する意義を尋ねる。 3 ゲノム編集 2020年12月,ある民間企業からゲノム編集高 教育長 高GABAト | GABAトマトの開発が厚生労働省と農林水産 マトについて 省に届けられ承認された。 2021年にかけては一般家庭に家庭菜園用ゲノ ム編集高GABAトマト苗を無償モニターとし て配布。 さらに 2022 年からは福祉施設に, 2023 年には 教育施設に無償提供する計画を立てている。 遺伝子組み換え作物の栽培や食品表示には, 不充分ながら規制や義務があり、遺伝子組み換 え表示制度もある。 しかし,ゲノム編集農作物・食品については, 国は他の生物の遺伝子を挿入する遺伝子組み換 え技術とは異なるので表示は不要だという説明 に終始している。

ゲノム編集では生物が持つ特定の遺伝子を破

		壊するために、菌由来の遺伝子を挿入する。こ	
		の時点では外来遺伝子が挿入されているので,	
		国内法の規制対象となる遺伝子組み換え生物	
		だ。	
		未然防止の視点や消費者の知る権利の点から	
		も,ゲノム編集農作物や食品が拡散していく事	
		態は避けなければならない。	
		無償提供が進めば,栽培によりゲノム編集農	
		作物が自然界に出てしまうことはもとより,家	
		庭や学校で子供たちが遺伝子操作された食べ物	
		を口にしていくことになる。	
		現在,岡山県内では,岡山市,総社市,里庄	
		町,早島町,和気町の教育委員会がゲノム編集	
		高GABAトマト苗受け取り拒否の表明を行っ	
		ている。	
		ゲノム編集農作物・食品への取扱いも含め,	
		本市の対応について尋ねる。	
6 森岡 聰子	1 地域包括ケ	超高齢社会を迎え、介護保険制度が創設され	
	ア・共生社会	て以降, 地域では様々な取組がされてきました。	
	について	要介護状態になっても住み慣れた所で自分らし	
		く暮らす地域包括ケアシステムが構築されてき	
		たことは、周知のとおりです。また、障害のあ	
		る人,子供なども支える「地域共生社会」づくり	
		が進められてきました。	
		しかし,コロナ禍のため人と人,人と社会と	
		のつながりが大きく妨げられたと感じている方	
		は多いと思います。	
		コロナ禍の影響も含め、以下を尋ねます。	
		(1) コロナ禍によって明らかになった地域課	関係部長
		題及び本市の目指すべき地域像について	
		(2) 介護等担い手不足への対応について	IJ
		(3) 深刻化する孤独,孤立への取組について	IJ
		(4) 社会福祉法の改正により, 重層的支援体	IJ
		制整備事業が創設されました。これまでの	

	福祉制度・政策と、人々の生活そのものや	
	生活を送る中で直面する困難・生きづらさ	
	の多様性・複雑性から表れる支援ニーズと	
	の間にギャップが生じてきたことを背景と	
	していますが,このことに対する本市の取	
	組について	
2 女性支援室	厚生労働省は、困難に直面する女性への対応	関係部長
について	を手厚くするため、令和5年4月に女性支援室	
	を新設します。ドメスティックバイオレンス(D	
	V)や性被害, 貧困など女性を取り巻く問題は複	
	雑化しており、こういった実態を踏まえ、問題	
	の解決や自立の促進につながる体制を目指すこ	
	ととしています。本市での具体的な取組につい	
	てお尋ねします。	